

令和5年第1回上里町議会定例会会議録第6号

令和5年3月23日（月曜日）

本日の会議に付した事件

日程第28（町長提出諮問第1号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第29（町長提出諮問第2号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第30（町長提出諮問第3号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第31（町長提出諮問第4号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第32（町長提出諮問第5号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第33（議員提出議案第3号）上里町議会基本条例の一部を改正する条例について

日程第34（議員提出議案第4号）上里町ネコの愛護及び管理に関する条例について

日程第35（意見書第3号）保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書（案）について

日程第36（意見書第4号）教員不足解消のため、定数改善など抜本的な改善を求める意見書（案）について

出席議員（14人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
7番	猪岡壽君	8番	齊藤崇君
9番	植原育雄君	10番	高橋正行君
11番	新井實君	12番	沓澤幸子君
13番	高橋仁君	14番	黛浩之君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長補佐	須藤秀君	税務課長	山田隆君
子育て共生課長	飯塚郁代君		

事務局職員出席者

事務局長	神村輝行	係長	飯塚剛
------	------	----	-----

◎開 議

午前11時5分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

ただいま町長から諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、以上5件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、以上の5件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第28 町長提出議案諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第29 町長提出議案諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第30 町長提出議案諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第31 町長提出議案諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第32 町長提出議案諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（黛 浩之君） 日程第28、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第29、町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第30、町長提出諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第31、町長提出諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第32、町長提出諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、以上の5件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、諮問第1号から諮問第5号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました諮問第1号から諮問第5号までを一括して御説明申し上げます。

最初に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の杉山好子氏が本年6月30日をもって任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

杉山好子氏は大字七本木2641番地に在住、昭和21年1月31日生まれの77歳です。

現在、人権擁護委員5期目で平成25年12月から令和4年11月まで民生委員、児童委員を務められ、また、埼玉県人権擁護委員連合会の男女共同参画委員としても活躍されております。人権擁護活動に積極的に取り組み、また、人権問題にも詳しいことから、引き続き再任を推薦するものでございます。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員の齊藤建一氏が本年6月30日をもって任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

齊藤建一氏は大字三町605番地1に在住、昭和24年5月4日生まれの73歳です。

現在、人権擁護委員4期目で熊谷人権擁護委員協議会等において、数々の役職を歴任されております。さらに、地元三町の行政区長も平成22年度から2年間務められております。現在は、児童養護施設の理事を務められております。人権擁護活動に積極的に取り組み、また、児童虐待や老人介護にまつわる問題にも詳しいことから、引き続き再任を推薦するものでございます。

続きまして、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員の荒井博之氏が本年6月30日をもって任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

荒井博之氏は大字三町226番地に在住、昭和26年10月31日生まれの71歳です。

現在、人権擁護委員1期目で長年にわたり上里町役場において勤務され、退職時は人権推進課に在籍されておりました。行政経験も豊富で人権問題に対する意識も高く、現在は地元三町長安寺の住職として活躍されております。

また、平成25年度より上里町青少年育成推進委員として地域の青少年健全育成にも取り組まれており、以上のことから引き続き再任を推薦するものでございます。

続きまして、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の並木勢津代氏が本年6月30日をもって任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

並木勢津代氏は大字勅使河原1187番地に在住、昭和32年3月3日生まれの66歳です。

現在、人権擁護委員1期目で高校卒業後写真館、株式会社医療事務センターなどで勤務をされてこられました。その他の活動としまして地域の公民館活動などにも積極的に参加され、生涯学習の推進に御尽力されるとともに地域間の交流も良好であり、地域に根差した人権啓発の推進が期待されるため、引き続き再任を推薦するものでございます。

続きまして、諮問第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現委員であります桑原正明氏の任期が本年6月30日をもって任期満了となりますので、後任者として中島勇氏の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

中島勇氏は大字嘉美48番地に在住、昭和30年1月4日生まれの68歳です。長年にわたり上里町役場において勤務され、退職後は平成28年11月から現在に至るまで社会福祉法人豊井会において、評議員選定委員を務められております。行政経験も豊富で人権問題に対する意識も高く、その他活動として本庄市弓道連盟の会長としても活躍されております。以上、人権擁護委員に適していると考えられることから推薦するものでございます。

以上、推薦する5名につきまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げた次第でございます。

なお、任期は全て3年でございます。慎重御審議いただき御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 諮問第1号、5号について2点ばかり、1点ずつお聞きしますけれども。

まず、諮問第1号の杉山好子氏の件ですが、ものによりますと人権擁護委員法というのがあります、再任の場合は75歳未満というのが、特に年齢制限がないというふうにはうたっているんですけども、75歳未満というふうなことが記載があるんですよ、これについては。それにこの杉山氏は、長年人権擁護委員として御苦労いただいているわけですが、そろそろ後任、世代交代というわけではないですけども、そういう考えはないのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

杉山氏に関しましては、再任の候補者75歳未満の者ということで、この制限から申しますと当たらないところではございますが、法務省のほうから一定の年齢の上限として定められているということで、これにつきましては、先ほど議員がおっしゃるように委員の活動の活性化を図るという意味で入替えも必要ではないかということで設けられているというふうなことでございます。ただ、当該候補者の経歴であったりとか、社会活動への意欲、健康状態等を鑑みまして、人権擁護委員として求められる活発な活動も、この方はされているところではございます。なおかつ御本人もやる気があるということもございまして、具体的な事情をこちら明記させていただいて推薦理由として上げさせていただく予定となっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 次に、諮問第5号もそうなんです。ちょっと年齢的に中島氏は新任になるわけですけども、本当の規定というのはないんでしょうけれどもそういう記述があるということで、新任の場合は65歳以下が適年齢というふうな文言があります。これについて説明をお願いできますか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今年度、法務局のほうからこちらに推薦に当たってのお願いということで来ているものがございまして。そちらに関しまして、新任の候補者につきましては68歳以下ということで定められ

ておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

◇

◎町長挨拶

○議長（黛 浩之君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました条例及び補正予算、そして令和5年度当初予算につきまして、慎重審議の上、御議決を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日の全員協議会で御説明いたしましたが、本日、「上里町ゼロカーボンシティ宣言」の表明をしたいと存じます。

改めて、この場をお借りいたしまして、宣言の表明をさせていただきます。

宣言文を読み上げさせていただきます。

上里町ゼロカーボンシティ宣言

近年、環境を取り巻く状況は大きく変化しており、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により世界規模で深刻な気象災害が発生し、私たちの身近な生活環境にも様々な影響をもたらすことが懸念されています。

2015年に採択されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追及する」との目標が国際的に広く共有されています。また、IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が2018年に公表した特別報告書では、

気温上昇を1.5℃に抑制するには、「2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることが必要」とされています。国もこの目標に向け、2020年10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。

温暖化対策を着実に進めるためには、私たち一人一人が今まで以上に日々の暮らしの中でできることを考え、行動し、二酸化炭素排出減に積極的に取り組まなければなりません。

このような状況を踏まえ、上里町においても、望ましい環境像である「緑、空、水を大切に、自然と共生するまち かみさと」の実現に向け、自然豊かな郷土を守り、次世代に継承をしていくため、町民や事業者の皆様と共に、2050年までに本町における二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言します。

令和5年3月23日 上里町長 山下博一。

町といたしましても一歩ずつ、歩み続けていきたいと考えていますので、議員の皆様方におかれましても、様々なお立場から御協力を賜りますようお願い申し上げまして、宣言の表明とさせていただきます。

これから年度末に向け、会議など各種行事も多く開催されます。また、本年は選挙の年ということで4月には埼玉県議会議員選挙をはじめ、夏には埼玉知事選挙が予定されております。

令和5年度におきましても、引き続き町政の発展・推進につきまして、議会議員の皆様方の各段の御支援、御協力をお願い申し上げるとともに、御健康をお祈り申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

ちょっと結びになりますが、私のほうから1点報告させていただきます。

先日、報道関係者からちょっと連絡ありまして、2月23日にウクライナ駐日大使のコルンスキー大使が外国報道陣向けに記者会見をやったときに、この上里菅原神社というお守りを外国人報道陣に向けて表示していました。こういったことで上里町も世界的に知られるかもしれないということで、ある報道関係者から連絡ありましたことをちょっと最後の結びとして報告させていただきます。大変御協力ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。議員はそのままお待ちください。

午前11時26分休憩

午前11時28分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

ただいま猪岡壽議員ほか5名から、議員提出議案第3号 上里町議会基本条例の一部を改正する条例についての件、金子義則議員ほか3名から、議員提出議案第4号 上里町猫の愛護及び管理に関する条例についての件、杳澤幸子議員ほか2名から、意見書第3号 保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書（案）についての件、杳澤幸子議員ほか2名から、意見書第4号 教員不足解消のため定数改善など抜本的な改善を求める意見書（案）についての件、以上4件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号 上里町議会基本条例の一部を改正する条例についての件、議員提出議案第4号 上里町猫の愛護及び管理に関する条例についての件、意見書第3号 保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書（案）についての件、意見書第4号 教員不足解消のため定数改善など抜本的な改善を求める意見書（案）についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第33 議員提出議案第3号 上里町議会基本条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第33、議員提出議案第3号 上里町議会基本条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 議会運営委員長の猪岡壽でございます。

御提案申し上げました議員提出議案第3号 上里町議会基本条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。

初めに提案理由です。今回の改正は地方自治法の改正及び他条例との内容重複により、条文の整理を行うものです。

次に、改正内容について説明いたします。

改正の1つ目は、第13条第1項中、法第2条第4項を町が総合的かつ計画的な行政運営を図るために改めるものです。地方自治法第2条4項が削除されたことにより、総合計画の基本部分である基本構想の策定及び議会の議決を経るかどうかについては、町の独自の判断によるものとなりましたが、引き続き議決事項とする議会基本条例の趣旨を改正としております。

2つ目は、第25条第1項の法第91条第1項の規定に基づき、上里町議会の議員の定数は14人

とするとしていたものを、議員の定数は上里町議会の議員の定数を定める条例の定めるところによると改めるものです。これは上里町議会の議員の定数を定める条例、規定と重複があったことによる改正です。

以上で、上里町議会基本条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第3号 上里町議会基本条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議員提出議案第4号 上里町猫の愛護及び管理に関する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第34、議員提出議案第4号 上里町猫の愛護及び管理に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

3番金子義則議員。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番（金子義則君） 議席番号3番、金子義則です。

御提案申しあげました議員提出議案第4号 上里町猫の愛護及び管理に関する条例について提案説明をいたします。

初めに、条例制定の経緯ですが、現在上里町における猫に対する条例等はございません。ここ数年、上里町でもおうちの猫に対してのTNR活動が活発化しています。上里町では現

在、動物愛護基金の行政チケットを利用し、避妊・去勢の手術を行い地域猫活動をしているボランティアの方々もいます。

そこで、現在、定めのない状態でただ単にかわいそうだからと猫に餌を与え、繁殖をさせ、他頭飼育状態になる高齢者等がいることから、猫に対する愛護及び管理のルールが必要であり、今回、上里町猫の愛護及び管理に関する条例を提案するものであります。この条例案は第1条から第13条の構成となっております。

次に、内容についてですが、大まかに説明をいたします。

まずは、第1条から第4条までは、飼い主の定義と町の責務を規定しています。

次に、第5条、第6条は、飼い主の責務及び遵守行為で、猫の生態、習性及び生理をよく理解した上、愛情を持って終生正しく飼うこと、また、飼い猫が人に迷惑を及ぼさないように努める旨の規定をしています。

次に、第7条は、おうちのない猫に対して、みだりに餌を与えないこと。ただし、地域猫活動などで避妊・去勢を行い適正な飼養管理をしている猫であれば、その限りではないことを規定しています。

次に、第8条、第9条は、猫を遺棄してはならない。やむを得ず飼い猫を飼養できなくなった場合などを規定しています。

次に、第10条から第13条は、猫の飼い主など餌やり行為をしているものに対して、指導、勧告、命令、委任を規定しています。

施行期日については、令和5年4月1日から施行するものといたします。

以上、上里町猫の愛護及び管理に関する条例を御提案いたします。

議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明及び議案の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第4号 上里町猫の愛護及び管理に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書第3号 保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書（案）について

○議長（黛 浩之君） 日程第35、意見書第3号 保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番（沓澤幸子君） 意見書第3号 保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書（案）について提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、読み上げて提案とさせていただきます。

保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書（案）。

急速な少子化が進む中で、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育は切実に求められています。2021年保育施設内での重大事故は1,872件も発生しました。子ども・子育て支援新制度導入時2015年の4倍以上の増加です。園児を取り巻く事故は連日報道されていますが、保育士は過酷な労働環境に置かれており、賃金も低いことから保育士の確保と定着が喫緊の課題となっています。ゆとりもない中、子どもたちの安全は保育現場の努力に任されており、散歩中の園児の置き去りが頻発するなど、子どもの安全を脅かす事態も広がっています。保育士配置基準は70年以上一度も改善されておらず、日本は主要国の中でも極めて低い基準のままとなっています。職員の数を増やすことは、子どもの命と育ちを守ることに直結します。質を確保した保育の受皿を整備するためには、保育士の配置基準の見直しや賃金水準の引上げによる処遇の改善が急務です。

よって、国におかれましては、以下の項目について実施するよう強く要請します。

- 1、保育士の配置基準の見直しを行うこと。
- 2、保育水準の引上げなど、さらなる処遇改善を図ること。
- 3、保育士の処遇改善に必要な財源を十分に確保すること。

以上であります。

慎重審議いただきまして御議決賜りますようお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 6 番、飯塚でございます。

1 点質疑をさせていただきたいと思います。

この2021年の保育施設内での重大事故1,872件も発生したということと、この保育士の過重労働、深刻な労働環境に置かれているということは、これが全てその重大事故につながったということなんでしょうか。教えてください。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） 1,872件も重大な事故が起きているということそのものが、大変な問題だと思います。これが全てどうなんだという、1 件 1 件検証したわけではございません。しかしながら保育の現場におきましては、1 人当たりの保育士に対する児童の数というのが決められていまして、ゼロ歳児だと3対1、1、2 歳児だと6対1、3 歳児で20対1、4、5 歳児で30対1 というふうな基準は、もう昭和23年以來ずっとその基準です。想像していただくと分かると思うんですけれども、私も保育士を長いことやっております、特に1 歳児は歩き出します。だけれども、まだなかなか言葉の理解も、欲しければ物を取るとか、いろいろな条件の中で保育をすることを想像していただくと分かると思うんですけれども、あっちに行ったり、こっちに行ったり、自由に行動する子どもたちを一人で見られるかという、そういう基準になります。大きな子どもたちもそうです。4、5 歳児で言葉も理解できてと言っても、やはり発達とか様々な条件の中で30人に1 人、保育士はトイレにもなかなか行けないという現状があります。そうしたところからこれが全て原因だということではなくて、遊具の不具合とかで、挟まれたりとか、そういう場面もありますけれども、それであっても目が行き届いていればすぐに助け出すということが可能だったのではないかというような事例もたくさんあります。ほんの一瞬、呼ばれた隙に溺れてしまったという、それも水はほんの僅かだったけれども、溺れてしまったというそういう事件もあります。ですので、全てがどうだというふうには申し上げられませんけれども、目が行き届くことで救われる命もあったかなというふうに思っています。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） タイトルが保育士の配置基準の見直しとあるんですけども、そのあともあるんですが。結局、配置基準、今、提案者から説明があったようにゼロ歳児が1対3とか、1歳、2歳児が6でしたっけ、そういう配置基準をこれを見直してほしいということだと思っんですよ。しかし、その前段として保育士が少ないから、要するに今説明の中にもあったけれども、保育士の処遇が悪いから結局保育士を希望する人が少ない、保育士が少ないから結局こういう問題が出てくるのであって、まずは、この問題を解決するには保育士を増やす施策を考えなければいけないのではないかなと思っんですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） 同時にやっていくことが必要だなというふうに思っています。それで要望の3つのところに配置基準と同時に保育士の処遇改善の要望も同時に掲げているところです。本当に子どもが好きで保育士になっても、命を守るということで責任が持てないという形で辞めていく保育士もいます。そういうところで、次の意見書でも同じような内容の提案になると思っんですけれども、身体がきつ過ぎて辞めていくそういうことも含めて、せっかく保育士になろうという意思を持っていても辞めていかざるを得ない、だから保育士の処遇改善をしながら定着してもらおう、保育士になってもらおう。そして、そのためには、安心して見られる子どもの数を見直してもらおうという相互関係があるというふうに思っています。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 私が今聞いたのと説明がちょっと不十分というか、納得できないというか。保育士が要するに足りないんですよ、そこをまず1丁目1番地と考えるべきじゃないかと言っているんですよ。1丁目1番地。それには、夢を持って保育士を希望して、いざ、その専門的な学校で教育を受けて保育士の資格を取って行ったんだけど、机上と現実が違うよと。さらに給与も低いということが相重なって、結局、報道機関も発達しているから、乳幼児のほっぺたつねったりなんかしている保育士もいますよ、中にはね、そういうのも見ますよ、たまに。だからそういうのが、いろいろな面で満足いかないから、結局辞めざる得なくなって辞めていく。どんどん負の連鎖で保育士が足りなくなると。だからしよせん、保育士を増やす政策を考えたほうがいいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 保育士自身は、保育の資格を持っている方はたくさんいます。それで、処遇改善をしたり、また配置基準を見直していくことによって、希望する保育士が不足はしていないんです。今の現状だから保育士の成り手不足になっていますけれども、保育士の資格を持っている人はたくさんいるんです。そういうことから、国基準は変わっていませんけれども、都道府県レベルで基準を変えたり、見直してよくしたり、また、埼玉県内でも幾つかの市町村によっては各年齢で独自で見直して配置を厚くしているところもありますので、双方がやっぱり必要ではないかなというふうに思って双方の提案にしてあります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 6番、飯塚でございます。

保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書提出に対し、反対の立場で討論を行います。

埼玉県では昨年4月1日現在、保育所等の待機児童数を296人で4年連続減少しております。また、令和4年度では待機児童数の解消を図るため市町村と連携し認可保育所等整備を進め、企業との連携した取組などにより、県全体で3,000人分の受入れ枠拡大に努めています。必要となる保育士確保の対応は、新卒保育士や短時間勤務を希望する潜在保育士に対する就職準備金貸付保育士保育所支援センターによるマッチング支援など取り組んでいます。

まず、文中にある保育士配置基準は70年以上一度も改善されておらずは、保育士人数と乳幼児人数は法律変更はございませんが、2016年に規制緩和がなされ4つの特例措置というものが取られているなど、改善されておらずということには当てはまらないのではないかと考えます。

2番目の賃金水準の引上げについては、平成27年にスタートした処遇改善加算1は平成30年には給与の約12%、月額3万8,000円の改善がなされています。また、処遇改善加算2では、保育士のキャリアアップを目的とした制度で、保育園によって違いがあるものの最大4万円が

加算される制度もあります。

埼玉県では、保育士確保のため国の交付金を活用し、県内の人口減少が進む県北や県西地域の9市町村へ東京23区から移住される方は一定要件を満たした場合、単身移住の方60万円、世帯での移住は100万円を受け取ることができるという県北に向けての施策などもあり大変努力をしているところが見受けられます。

したがって、本意見書の提出は反対であります。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、意見書第3号 保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第36 意見書第4号 教員不足解消のため定数改善など抜本的な改善を求める意見書（案）について

○議長（黛 浩之君） 日程第36、意見書第4号 教員不足解消のため定数改善など抜本的な改善を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 意見書第4号 教員不足解消のため定数改善など抜本的な改善を求める意見書（案）についての提案理由の説明をさせていただきます。

提案文を読み上げさせていただきます。

教員不足解消のため定数改善など抜本的な改善を求める意見書（案）。

文部科学省が2022年1月に発表した2021年4月の始業日時点の全国公立学校の教員不足に関する実態調査結果は、小・中学校、特別支援学級で2,558人の教員が未配置であり、5月1日時点でも2,065人が未配置のままでした。埼玉県は168人が不足していました。小学校では、教頭など管理職が学級担任を代替したり、中学校、高校では教科担任の不足により、一時的に必要な授業が行えなかったりする影響が生じました。教員の未配置が生じる最大の原因は、平均

勤務時間が1日約12時間という異常な長時間労働にあります。精神疾患の休職者が毎年5,000人を超えるなど病休や中途退職に追い込まれる教員が後を絶たず、学級が進むほど教員不足は加速しています。

教員不足の問題に詳しい慶応大学の佐久間亜紀教授は最大の要因は財政難の下、少子化がさらに進むと見込んで採用すべき正規教員の数が減らされ過ぎて、年度初めから非正規に依存する状況がつくられている。その上、長時間労働の実態が広く知られ教員志望者が減少していると指摘しています。こうした事態を改善するため、現在の教員定数を定める義務教育標準法を抜本的に改善すること、教員評価や行政研修など教員の負担を可能な限り減らしていくこと、少人数学級の前倒し実施、非正規教員の正規化と待遇改善などが求められます。新型コロナウイルス感染など、今まで以上にきめ細やかな対応が求められる現在、国におかれましては、学校現場の疲弊と教職員の多忙化を解消するため、正規教員増を図るため、抜本的な対策を講じるよう強く求めます。

以上の内容となっております。

慎重に御審議いただきまして御議決賜りますようお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 何点か質問したいと思えますけれども、今回この意見書出されるときに、提案者の沓澤さんに私は全員協議会の席で県議会のほうの対応について調べたんですかというふうに問いただしたところ、分かりませんとこう答えたんですけれども、どうなんでしょうか、これ事實は。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） すみません。全国的な自治体がどのような意見書の対応をしているかということは3月議会が終わったら出てくるのかなというふうに思っています、私もまだ調べておりません。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） やはり地元のこと、埼玉県のことを理解した上で意見書というものは出すべきだと思うんですけども、この点について今提案者はそういう説明をしたんですけども、では何にも調べないで意見書出したんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 意見書を提案するに当たっては、文部科学省の調査結果などを見ましたり様々な情報を調べました。しかし、各自治体が埼玉県内で幾つの自治体が既に意見書を上げているかということよりも、そのことを上里町議会がどのように捉えるかということが大事だというふうに考えております。結果的に各自治体がどのような状況になってくるかということは、また3月議会が終了すると各議会の様子もまた出てくるのかなというふうには思いますが、横並びではないと思うんですね。どこの例がどうだから上里町もとかではなくて、この内容について教員不足が大きな問題になっていて、実際問題、教員が不足していて自習になったりする事実が起きていることは問題だというふうに思っています。

上里町におきましては、前年度、文教で一度学校教育課に来ていただきまして実態をお聞きしましたところ、上里町は不足するということは今のところは生じていないという説明であってほっとしました。しかしながら、今回の当初予算の説明の中でも上里町がこのようなことで頑張っているということで、将来教員に来ていただける、そういう部分を増やしておきたいという答弁がありました。そういう答弁を聞く中で、やはり教員を確保するというのにかなり苦勞しているという実態は上里にもあるのかなというふうに思いますし、退職した教員の皆さんからも、また頼まれていくんだよなんていう声も聞いているところです。そうしたところから、教員不足が切実な問題だということをつまえての意見書になっています。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） もう1点だけお聞きしたいと思うんですけども、教員の未配置について、この意見書の中では、平均1日約12時間という長時間労働勤務が最大の原因というふうに言っているわけですよ。全部これ見ると相当な数というふうに私は見るんですけども、どの範囲まで把握してこういう意見書を出したんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） これは私のはじき出した数字ではありません。私がこんなことを全部調べ上げてはじき出しているわけではなくて、この間の教員のブラックな働き方というところで、こういう数字が全国的な教員の長時間をはじく中で出てきた数字というふうに捉えてい

ます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 今、私でないというふうに言ったんですけれども、それでは、どこからこの数字というのを出してきたのかな。やっぱり提案者って、そののところというのはしっかり見ていかなければいけないんじゃないかなと思うんですよ。これ見ちゃうと全部がそういうふうに言っているように取れちゃう。だけど、これは私ではなくて誰かが言ったということなんで、その辺のところ説明をもう一回お願いします。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 教員の働き方の実態調査というのを教職員の団体などが行っている、その中から出てきている数字というふうに把握しています。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 直近の教員の採用試験、全国で何倍ぐらいか、それと埼玉県内で何倍ぐらいか教えてください。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 2021年度なんですけれども、採用倍率が小学校で2.6倍、中学校で4.4倍、高校で6.6倍、特別支援学級で3.1倍だったというふうに把握しています。すみません、県内のは把握できていないんですけれども、これは全国的なところです。ピークの2000年は小学校で12.5倍だったそうです。中・高、特別学級においても3割から6割程度の水準に落ち込んできているかなというふうに聞いています。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 肝腎な埼玉県の数値が出ないというのはちょっと残念なんですけれども。先ほどの保育所の問題もそうなんですけれども、結局、倍率が2.幾つとかというレベルになると、誰でも、ほとんどの人が希望すると教員になれちゃうんですよ。そうすると教員不足を解消するためには、その2倍とか、そこら辺の倍率でいけばほとんどカバーできちゃうわけですよ。ところが、沓澤議員のいろいろなことに目を配らしているから分かると思うんです

けれども、ネットでも何でも今犯罪的なことを起こすのが警察官と教員なんですよね。そして、そういう人たちに子どもを預けて教育してもらっているというのが実態です。何が言いたいのかと言うと、レベルが、要するに倍率が低いことによって、どんどん先生のレベルが下がっているんですよ。だから不足だからと言って、それをどんどんそういったレベルの低い人を補っていていいんかどうかという、そういうところがまず一つの大きな問題点になるのではないかと私は思うんですよね。だから資格を持っていても休職している人、保育士もそう、看護師もそう、随分いるんですよ、全国で何十万人って看護師なんかも資格を持っていて休職している人がいるんですよ。学校の先生もそういう資格を持っていても、やっぱりブラック企業だというふうに叫ばれていた時代がずっと長く続いているわけですから残業もつかないし。結局、さっきも言ったように現実には厳しいよという、志を持ったときから考えれば現実のほうが厳しいんだというのがあって辞めていく人もいるし、成り手が少ない。そこへ来て職員不足だからといって倍率の低い中で誰でもなれちゃうような環境の中で教員になってもらっても、これはまた困ったもんだなと。もっと根本的なところから改善しなければならないと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほどの保育士のところと同じようなことになるとは思いますけれども、ブラックな働き方だから志願者が少ないということもあると思います。ですので、まずは目が行き届いて、自分の目指す一人一人を大事にする教育ができる仕事として、教員の仕事が確立されていくなれば志願者も増えるのかなというふうに思います。

そもそも教員が不足しているのは志願者が少なく、いわゆる落ちる人も少ない。落ちる人が少ないと、いざというときにこの登録している教員がいない、そのために頼めない。そういう悪循環になっていると思うんです。だからまずは教員試験に資格を取って教員になろうという人を増やす、そういう意味でも一人一人に目を行き届かすことができる、生きがいのある、やりがいのある教員の仕事に見えるような体制をつくって、やはりこれも双方の関係かなと思います。だからと言って、定数を変えていけば全てが解決するんかと言われると、そうではないと思います。そういうことが見えてくることによって教員の成り手を呼び起こして、徐々にでも進むしかないかなという思いで提案をいたしました。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 今日いろいろネットで調べたんですけども、埼玉県の教育委員会はいろいろ発表しているんですけども、これについては教員不足についてこう言っているんで

すよね。免許がなくても内定を出していきたいということを言っているわけですよ。この中で、やっぱり民間企業の実験者を対象にセカンドキャリア特別選考を実施しましたと、こういうふうにして、この教員不足について対応をしているということが書かれているわけですよ。これ非常に町というより国と県が関与して、まして先生って県職ですよ、当然なんですよ、県職なんで。町に教員が配置されていても、もともとは県の配置で来るわけですから、この辺のところというのは、やっぱりもうちょっと決めつけるような内容ではなくて、埼玉県自体も深刻に受け止めて取り組んでいるんだということを理解していく必要があると思うんですよ。それをここで全くそういうことを触れないということも非常に私は残念に思うんですけども、その辺のところ提案者のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） これは国に対する意見書であります。国の全国的な教員不足の中でこの定数改善などを図ることによってというのは、埼玉県もそうやって努力をしているということは、そうでしょうし、全国でもあらゆる自治体で努力をして、例えば沖縄県などは、今国の基準ですと、小1から小4までが35人、小5から中3までが40人学級ということに、35人学級が1年ずつ上がっていく途中にあるわけなんですけれども、沖縄県では小1から小2で30人、小学校3年生から中3で35人という努力をしてきていますけれども、今年度、教員不足でそれを見直さざるを得ないという報道もされています。山口県もそうですね。中学2年と3年の生徒を35人にしていたんですけれども、教員が確保できなくて、それを38人に引き下げなければいけないというような。県独自でそういう配置、埼玉県もいろいろな対策を取っているかと思えますけれども、国が変えることによって県からの独自の持ち出しがなくなるわけですね。だから県の財政的にも国全体が変わっていくことは助けになるというふうに思っています。

これは国に出す要望書ですので、県のことについてはあえて触れていませんけれども、そういうことであります。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） あんまりこれ長くやると時間のほうもかかりますけれども、県議会で大野知事はこういうふうに答えているんです。国のほうに強く考え方を持っていくというふうに答弁したところ、質問者のほうから、県独自の考え方をここで発信していくべきだということを言っているんですよ。これについてはやはり今言ったように埼玉県教育委員会がそういうことを受けて23年7月から24年度の採用について考えを変えてきて、免許を持たない人でも受験ができますよということを言っている、いわゆるセカンドキャリア特別選考という

んですか、これを新設しているわけです。これは教員不足を何とか解消したいという思いで出しているんで、今、提案者のほうから国の問題だと言っているんですけども、埼玉県議会では、埼玉県独自で発行して国に求めていくのがいいのではないかとこういうことを言っているわけですから、その辺のところをどれだけ理解しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 県は県議会の中でそういう議論をして、独自の国に対しての要望や意見書、いろいろな形で対応していくものと思います。

私たちは、地方議員として地方議会の中で国に対して意見を上げたり、県に対して要望や意見を上げたりすることがあると思いますけれども、この意見書の内容が埼玉県の考え方を否定しているというものではないと思います。埼玉県におきましても、先ほど述べましたとおり2021年4月の時点では168名不足していたわけであります。このことは上里町をはじめ県内全体の重要な問題だというふうに考えていますので、県の要望と私が提案しましたこの内容がずれているというふうには思っておりません。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 私言っているんですけども、先生って国の先生ではないんだよね。各県で採用試験をして採用しているわけですよ。だからこの辺のところというのはやっぱり埼玉県だったら埼玉県の中で、やっぱりきちんとしていくというのは大事だと思うんですよ。

そういう中で、教員不足が言われてきても今日の新聞見ても分かると思うんですけども、わいせつの盗撮が3人も懲戒免職になった、こういうことはやっぱり質、教員不足ということを考える前に質。齊藤議員も言っていましたけれども、倍率が非常に下がってきている、どうして上げていく、そうじゃないと不合格の人が少なくなっちゃって、失礼なことだけれども、何でもかんでも合格してしまうようなそういう風潮になっていくのではないかなと思うんですよ。そこのところ県議会でもやっぱり埼玉県の職員なんだから、埼玉できちんとすべきだということ間違っていないと思うんですよ。これ、そんなのどうだっていいよということにはならないと思うんですよ。ですから、この議論はここで終わりにしたいと思いますけれども、もう一度お願いします。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 都道府県ごとに教員の採用試験を行っていることはもう当然であります。しかしながら教員の定数を決めているのは国ですので、県が独自に上乘せしたりしてい

るのは先ほども紹介したとおりなんですけれども、沖縄、山口のほかにもまだあると思います。全部は申し上げられませんが、しかしながらその大本を変えないと埼玉県も独自に頑張ることもいいんですけれども、やはり大本のところを変えることによって各教育委員会も仕事がしやすくなるということで考えています。犯罪が多くなった理由としては、私も何がどうなんだろうということはちょっと分かりません。やっぱり教員とか警察官というのは、特にすばっと報道に出てしまいますので非常に多いというふうに私も感じています。でも、その原因はちょっとそこまでは分かりません。ただ教員不足の中で、またそういうことが起きたり、さらには病休の方が増えたり、とにかくますます現場が大変になって不足が多くなっている実態だというふうには把握しております。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） この意見書について反対をしていきたいというふうに思います。

それで私つまらないことを申し上げますけれども、今回この意見書を沓澤提案者から頂きました。このとき、やはり他の議員が私に対して非常に罵声を浴びせました。こういうことをやられてしまうと、せっかく考えて見ているときに、こういうことがあったということは非常に残念に思いますので、やはりそういうところもう少し考えてほしかったことが1つです。

今日、小久保先生が言ったのは県に帰りますと言ったんですよね。上里町の指導室長だったけれども県に帰ると、こういうことは一番大事だと思うんですよ。

それで今回この教員不足について、誰もこれを否定しているわけではない、だけれども何とかしなければならぬ、そういうことが先ほど言ったように教育委員会もそういうことについてのセカンドキャリアをやって、なるべくいい職員というんですか、そういう人を採用していけば、これからもっといい児童・生徒ができるということなんですよね。それで優秀な人材が来てもらわないと、今日みたいな新聞にああいうふうに書かれてしまう、その一環として、やっぱりペーパーセミナーを今月下旬から開催するようことが言われています。やっぱりそれなり努力をして何とか改善をしようということでもありますので、いきなりこれが国のほうへ行ってしまふ。では、どういうルートで、この意見書が国のほうへ届いていくのかって、今までもこういうことについて出てきていますけれども、全く分からない。返事もない、何のために

意見書とか出していったんだ。はっきりこの意見書を出すのであれば、やっぱり誰に渡してどういうことで意見反映してもらうんかということがありませんので、私はこの意見書については反対します。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第4号 教員不足解消のため定数改善などの抜本的な改善を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（黛 浩之君） 次に、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長並びに議会広報広聴常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（黛 浩之君） 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（黛 浩之君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期日程等について会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査を付することに決定いたしました。



◎閉 会

○議長（黛 浩之君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第1回上里町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時27分閉会